

平成 20 年 12 月 2 日

債権の取立不能のおそれに関するお知らせ

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：國井 英夫）は、株式会社 遊佐製材所が、平成 20 年 12 月 1 日付で民事再生法の適用申請を行ったことにより、同社向け債権について取立不能のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1．当該取引先の概要

(1) 名 称	株式会社 遊佐製材所
(2) 所在地	山形県飽海郡遊佐町藤崎字茂り松 61-873
(3) 代表者	鈴木 嘉明
(4) 資本金	25 百万円
(5) 事業の内容	製材業

2．当該取引先に対する債権

貸出金等 744 百万円（平成 20 年 12 月 2 日現在）

3．当行の業績に与える影響

上記債権額のうち担保等により保全されていない債権額(552 百万円)については、平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算において必要な処理を行います。

なお、平成 21 年 3 月期通期の業績予想に変更はございません。

以上

本件に関するお問い合わせ先 企画部広報室 佐藤 TEL：023-626-9006

つながります、人・夢・情報。 〒997-8611 鶴岡市本町一丁目9番7号 0235-22-5211（代表）

**荘内銀行**<http://www.shonai.co.jp/>

株式会社 荘内銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第6号 加入協会：日本証券業協会